

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

XI 農民運動

2 主要な農民運動

6 農地課税反対運動

農民団体の宅地なみ課税反対運動

全日農第五回中央常任委はハ一年八月二一日、宅地なみ課税撤廃に関する基本方針を確認、あくまでも撤廃をつらぬくことを決定した。それによると宅地なみ課税の誤りは、(1)近代税制を逸脱するまちがい、(2)街を住みにくくするまちがい、(3)都市農業を潰滅させるまちがいをおかしているとし、「農地はあくまでも農地として、収益還元方式によって評価すべきである。市街化区域内の農地も、他の一般農地と同じく農地として評価し、課税すべきである」と規定、都市農業確立振興法案要綱を対置した運動を展開していくことにした。ついで九月三日から五日にかけ京都市左京区のカンポール京都で第一八回西日本研究集会をひらき、「都市近郊における農民運動と宅地なみ課税反対運動」、「農産物価格、高圧線下補償問題」をメインテーマとして協議、検討した。

全日農は全農総連とともに一〇月六日、東京・千代田区の参議員会館で「宅地なみ課税撤廃全国代表者会議」を開き、宅地なみ課税反対第一次中央行動を展開した。この日決議された要請事項は、(1)市街化区域農地に対する固定資産税等の宅地なみ課税を撤廃すること、(2)一般農地の固定資産税の評価・課税を据え置くこと、(3)農業用施設用地および施設にかかる課税の大幅軽減をはかること、(4)都市農業を発展させるための法的措置を早急に講じること、の四点であった。会議のあと代表は各政党への要請行動を中心に自治省と国土庁に申し入れをした。農民団体の第二次中央行動は一二月一〇日に実施され、自民党および自治省にたいして宅地なみ課税の撤廃要請をおこなった。また、要請後の集約集会で、ひきつづき中央組織による交渉を継続し地方税法改正案にむけて国会闘争を強化していくことを決定した。

農業団体の農地固定資産税対策

全中と全国農業会議所は一〇月一六日、東京・大手町の農協ビルで「農地固定資産税農協・農委代表者集会」(四五〇人)をひらき、(1)一般農地の課税額据え置き、(2)宅地なみ課税はおこなわない、(3)都市農業の確立をはかることなどを決議、集会の後、国土・建設・農水の各省庁と自民党三役に陳情した。ついで一一月三〇日、同団体は東京・北の丸公園の日本武道館で「農地固定資産税据え置き・宅地並み課税反対全国農協・農委代表者大会」(八〇〇〇人)をひらき、要請事項を確認後、関係省庁に要請した。宅地なみ課税に関する建設、国土両省庁案が自民党土地問題小委員会に提示された(一二月一四日)後の農業団体の農地固定資産税対策運動は主に自民党税制調査会にむけて集中的に展開された。

全青協(全国農協青年組織協議会)は一一月四日、東京銀座のヤマハホールで「農地固定資産

税据置き、宅地並み課税反対政党要請集会」(六〇〇人)をひらき、関係省庁に要請行動を、ついで一二月八日東京・紀尾井町の清水谷公園で「農地固定資産税据置き・宅地並み課税反対全国農協青年大集会」(二〇〇〇人)を開催し、国土庁などの徴税猶予制度に惑わされることなく、あくまでも宅地並み課税反対、農地の農地課税を要求していくことを確認、大集会後、国会周辺をデモ、二万人の反対署名を農水・建設・自治・大蔵・国土などの関係省庁に提出、要請行動をおこなった。

市街化区域農地の宅地なみ課税問題は一二月九日、自民党税制調査会で最終的に決定された。それによると、宅地なみ課税は実施するが、猶予制度を導入し、長期間営農を継続すれば宅地なみ課税分は免除することを基本に、(1)C農地固定資産評価額三・三平方メートル当たり三万円未満の農地は除外、(2)徴収の猶予期間の営農期間は一〇年、ただし税務上は五年ごとに確認する、(3)猶予制度の経営面積は団地で〇・一ha以上、経営単位で約〇・一ha以上(同一行政区域内)というもの。

日本労働年鑑 第53集 1983年版
発行 1982年11月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年9月4日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)